



総務省

# 便書信 年報 2007

総務省／郵政行政局／信書便事業課

Ministry of Internal Affairs and Communications  
Postal Services Policy Planning Bureau  
Correspondence Delivery Business Division

平成19年度版



## はじめに

本年報は、民間事業者によるはがきや手紙などの信書の送達事業の現状について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたものです。

平成15年4月に「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行されて以来、19年3月末現在で213の事業者が信書の送達事業に参入しています。トラック運送事業を営む企業が経営資源を活用して参入するケースが多くを占めるものの、近年はまったく異なる事業分野からの参入も見受けられるなど、提供主体のすそ野が広がりつつあります。

また、提供されるサービスの内容についても、比較的多く見られるサービス（公文書の巡回集配、ビジネス文書の急送、慶弔用のメッセージカードの送付等）に加え、特にセキュリティ対策を施したものや住民票の写し等の配達サービスが提供されるなど、ニーズを踏まえた事業者の創意工夫でより新しいビジネスの展開もなされています。

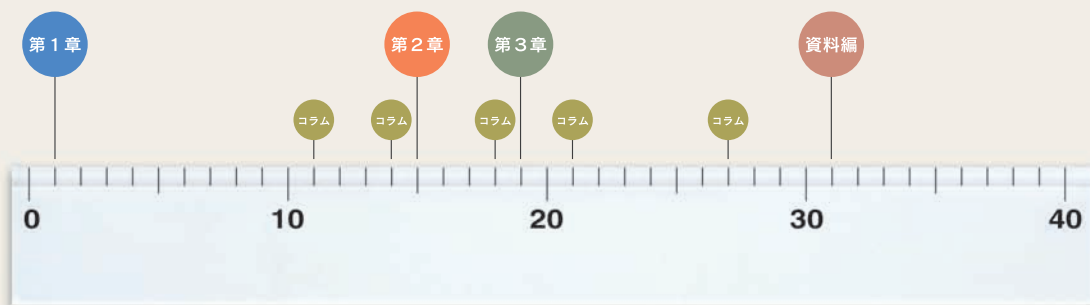
他方、総務省においても、こうした事業活動を支える制度面について、諸外国における動向等を踏まえた郵便・信書便の制度全般に関する見直しの検討や、個人情報保護に関する取組を進めているところです。

本年報（19年度版）では、こうした事業の動向や行政の施策を中心に説明しているほか、信書便に関連するトピックについて、新たにコラム形式を採り入れて紹介しています。本年報が、引き続き国民の皆様方に広く活用され、信書便事業の現状や信書便に関する施策についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成19年10月  
総務省郵政行政局  
信書便事業課

# contents

## 本 編



## はじめに

### 本 編 第 1 章 信書便事業の現況

#### 第 1 節 信書便事業とは

- 1 1 信書便法の目的
- 1 2 信書とは
- 2 3 信書便事業の種類

#### 第 2 節 信書便事業の現況

- 4 1 事業者数・市場規模の推移
- 7 2 参入事業者の内訳

#### 第 3 節 信書便サービス

- 8 1 信書便サービスの形態
- 12 2 行政手続における信書便の利用



### 第 2 章 信書便事業に係る施策

#### 第 1 節 信書便事業の周知

- 15 1 信書便事業説明会の実施
- 15 2 パンフレット等の作成・配布
- 16 3 総務省ホームページ(HP)への掲載

#### 第 2 節 信書便事業者に適用される税制上の特例措置

- 16 1 地方税の特例措置(事業所税)
- 16 2 国税の特例措置(法人税、所得税)

#### 第 3 節 信書便事業における個人情報保護の推進

- 17 1 「個人情報の保護に関する法律」の施行
- 17 2 「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」の開催
- 17 3 検討状況





### 第3章 郵便事業への民間参入の沿革及び今後の動向

#### 第1節 信書便法が制定されるまで

- 19 1 郵政事業の公社化と民間参入の検討に関する方針の決定
- 19 2 民間参入に関する条件の検討経緯
- 21 3 民間参入に関する法令の整備

#### 第2節 信書便制度の概要

- 22 1 信書便事業に参入するには
- 23 2 信書便事業者が遵守しなければならない事項
- 24 3 事後的な監督



#### 第3節 競争の促進に係る施策の検討

- 25 1 「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の開催
- 26 2 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の開催

### コラム

- 11 地方公共団体における公文書の巡回集配について
- 14 行政手続における信書便サービスの利用例
- 18 信書便に関する需要動向調査の結果概要
- 21 郵便事業の沿革
- 27 諸外国における民間参入の動向等

### 資料編

- 31 資料1 特定信書便事業者一覧
- 47 資料2 行政手続等において信書便でも送付できることとなった信書
- 59 資料3 信書に該当する文書に関する指針
- 65 資料4 信書便関係法令
  - ・民間事業者による信書の送達に関する法律
  - ・民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則
- 95 資料5 「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」報告書(要旨)
- 99 資料6 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」開催要綱



- 101 信書便に関するお問い合わせ先  
巻末付録

## 凡 例

◆ 文中における略号は次のとおりです。

略 号	正 式 名 称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年7月31日法律第99号)
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 (平成15年1月24日総務省令第27号)
信書便整備法	民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成14年7月31日法律第100号)
信書便整備令	民間事業者による信書の送達に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成14年12月18日政令第386号)
郵政民営化整備法	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成17年10月21日法律第102号)
郵政民営化整備令	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成19年8月3日政令第235号)
審査基準	民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準 (平成15年2月19日総務省訓令第9号)

◆ 法令等の内容は、平成19年9月1日現在です。

その他、用語については平成19年10月1日の郵政民営化以前のものとなっておりますのでご注意ください。

# 本 編

信書便事業の現況

第  
1  
章

信書便事業に係る施策

第  
2  
章

郵便事業への民間参入の沿革及び  
今後の動向

第  
3  
章

コ  
ラ  
ム